

◎新潟県選挙管理委員会告示第96号

平成28年10月16日執行の新潟県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成28年9月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙長の事務を取り扱う場所 所在地

新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(ただし、9月29日午前中とし、9月29日午後以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室509とする。)